

企業局発電所 P P P / P F I 活用検討業務
仕様書（案）

令和 8 年（2026 年）8 月

長野県企業局 電気事業課

1 適用範囲

本仕様書は、長野県企業局電気事業課（以下「委託者」という。）が委託する「企業局発電所 P P P / P F I 活用検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務目的

企業局電気事業では、技術職員の確保が難しい中、経営戦略に基づく 2050 ゼロカーボンを目指し、開発の加速化や増加する運營業務（維持管理等）に対応するため、企業局の持つ「信用力・ブランド価値」や民間企業の持つ「知見・ノウハウ等」を最大限活用しながら事業を推進する新たな仕組み（企業局 P P P / P F I）について研究する。

3 履行場所

長野県長野市

4 履行期間

契約締結の日から令和 9 年（2027 年）3 月 19 日まで

5 適用規格

本業務は以下の基準・規格に基づき遂行するものとする。

- （1）電気事業法
- （2）電気規格調査会標準規格（JEC）
- （3）日本産業規格（JIS）
- （4）日本電機工業会標準規格（JEM）
- （5）電気協同研究会（電協研）報告・指針類
- （6）地方自治法
- （7）地方公営企業法
- （8）建設業法
- （9）労働安全衛生法
- （10）民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）
- （11）その他関係法令、基準及び規格

6 検討事項

長野県企業局における小水力発電事業の官民連携手法について、新規建設 BT0（開発 F C※）及び運営委託 R0（保守 F C※）について、それぞれについて検討するものとする。

（F C※はフランチャイズの略）

（１）検討における想定条件（別添イメージ図参照）

ア 新規建設 BT0（独立採算型）：開発 F C

一定程度企業局にて事業化の整理が整った発電所計画について、民間資金・人材・ノウハウなどを活用し開発を促進することを目的とし、以下の項目を基本として検討すること

- ・企業局が財産所有を原則とし運営権付与→運営権対価を企業局へ
- ・超長期契約（20年を想定）※延長オプションあり
- ・基本は民間資金の活用だが、資金調達が困難の場合は、企業局が調達することも可
- ・事業者は電力料収入から資金回収（場合によれば企業局への返済）及び運営費捻出
- ・法手続きなどすべて民間が原則だが、水利権、漁協や地元対応では企業局の協力あり
- ・維持管理（主任技術者確保等）についても事業者負担
- ・民間からの事業提案制度（事業提案者を優先採用）を活用
- ・SPCに企業局職員を出向させることも検討
- ・市町村等の代行開発への応用も検討
- ・事業者募集にあたっては、地域貢献の仕組みや電力の地域活用の提案を求める

イ 運営委託 R0（独立採算型 or サービス購入型（委託料））：保守 F C

収益性が低い発電所の運営を民間の知見や創意工夫により改善することを目的とし、以下の項目を基本として検討すること

- ・主に 500kW 以下の発電所を対象とする。（別運用が難しいものは除く）
- ・既存発電所の運営を全部委託又は運営権譲渡
- ・超長期契約（20年を想定）※延長オプションあり
- ・事業者は、必要に応じて自社で管理しやすい改修を民間資金で実施
- ・事業者は電力料収入から運営費及び企業局への運営権対価（加盟料、経費）を捻出
- ・維持管理（主任技術者確保等）についても事業者負担
- ・地域への売電も条件として入れることを検討
- ・事業者募集にあたっては、地域貢献の仕組みや電力の地域活用の提案を求める
- ・上記アの契約期間が満了となり、企業局に運営権が委譲された発電所も加えることを検討

（２）委託者との業務打合せ

本業務の遂行に当たっては、委託者と十分な協議・調整を行った上で、業務を進めること。なお、契約締結後は速やかに業務実施に係る打合せを実施し、その後は月に3回程度業務の進捗などを確認するための打合せを実施すること。

打合せは原則 Web 会議により実施し、必要に応じて、長野県庁（電気事業課）での実施するものとする。

7 業務内容

(1) 事業スキーム検討

- ア 新規建設ＢＴＯ（独立採算型）：開発ＦＣ
- イ 運営委託ＲＯ（独立採算型 or サービス購入型（委託料））：保守ＦＣ
各項目についてそれぞれ、役割分担、事業体制、資金調達、契約形態、運営権設定手法等を整理する。

(2) 市場調査・整理

- ア 新規建設ＢＴＯ（独立採算型）：開発ＦＣ
- イ 運営委託ＲＯ（独立採算型 or サービス購入型（委託料））：保守ＦＣ
上記について参画が想定される民間事業者、金融機関等の市場性や参入意向を調査する。調査手法は提案による。

(3) 実施手順の整理・取りまとめ（法的整理等含む）

- ア 新規建設ＢＴＯ（独立採算型）：開発ＦＣ
- イ 運営委託ＲＯ（独立採算型 or サービス購入型（委託料））：保守ＦＣ
上記について法的整理、制度課題、許認可手順、リスク及び対応方策を整理する。

(4) 導入可能性評価及び提言

導入可能性評価、課題整理及びロードマップの提言を行う。

8 提出書類（成果品）

以下の書類を定められた期日までに委託者に提出すること。

(1) 業務実施計画書

- ア 契約締結の日から 15 日以内に任意様式により委託者に 1 部提出すること。
- イ 本計画書には以下の内容を記載すること。
 - (ア) 業務スケジュール
 - (イ) 業務実施体制図
 - (ウ) 業務ごとの実施内容及び方法
 - (エ) 協議及び報告の進め方

(2) 業務完了届

業務完了と同時に別添様式により委託者に 1 部提出すること。

(3) 業務完了報告書（成果物）

- ア 業務完了と同時に別添様式により委託者に 1 式提出すること。
- イ 成果物は以下の形式により提出すること。
 - (ア) 報告書本体：PDF 形式及び Word 形式
 - (イ) データ整備・分析資料（図表、グラフ含む）：Excel 形式
 - (ウ) その他資料：PDF 形式及び Word 形式

(4) 協議書

本仕様書の内容など契約の一部を変更する必要がある場合に委託者に1部提出すること。

9 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関係法令、条例及び規則を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に再委託してはならない。
ただし、本仕様書に定める場合又はあらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りでない。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の承認なく第三者に漏らしてはならない。なお、本業務の履行完了後も同様とする。
- (4) 公正、公平性の観点から、本業務に携わった者は、本業務検討結果に基づくPPP／PFI事業を受注できない。また、SPCの構成員等に参画し応札することなどについても同様とする。
- (5) 本業務により作成された成果物（報告書、図表、データ等一切を含む）の著作権その他一切の権利は、原則として委託者に帰属するものとする。また、委託者は当該成果物を受託者への事前承諾無しで自由に利用、複製、加工及び公表できるものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行時に疑義が生じた場合には、委託者と協議の上、決定するものとする。



